2019.03.05号

企画・発行 上野税理士法人

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5-15 荘栄建物ビル8階 TEL 03-6262-1485 FAX 03-6262-1486 E -mail: info@care-mas.com http://www.care-mas.com



次回のセミナー開催が決まり次第、お知らせいたします。

セミナー 情報

## 次期制度改正の議論スタート

厚労省は2月25日、社会保障審議会介護保険部会 を開催。2021年度の介護保険制度改正に向けた議論 をスタートさせた。年内に議論をとりまとめ、来年 の通常国会に関連法案を提出する方針。

次期制度改正では、2025年以降の「現役世代人口 の急減」という重要課題に対応するため、◇現役世 代の人口が急減する中での社会の活力維持向上◇労 働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確 保――を図っていく。そのために①介護予防・健康 づくりの推進、②保険者機能の強化、③地域包括ケ アシステムの推進、④認知症「共生」・「予防」の推 進、⑤持続可能な制度の再構築・介護現場の革新ー の5つのテーマで議論を進めていく。

## 訪問先の駐車許可一厚労省が事務連絡

訪問介護や訪問リハ等の車両が訪問先に駐車場が ないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合 は、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けること が可能となっている。厚労省は、都道府県警察本部 又は警察署まで問い合わせるよう呼びかけている。

この事務連絡は、警察庁交通局が関係団体へ広く 周知するよう厚労省へ依頼したもの。

# 平成31年度税制改正大綱の概要 (消費課税、納税環境整備)

## 【車体課税の見直し】

- ・自動車税について、平成31年10月1日以後に新 車登録を受けた自家用乗用車(軽自動車を除く)か ら税率を恒久的に引き下げ、最大で年間4,500円減 税する(排気量によって異なる)。
- ・自動車取得税に代わって導入される環境性能割に ついて、平成31年10月1日から1年間限定で税率 を一律1%分引き下げる。
- ・グリーン化特例(軽課)について、平成33年4月 1日から適用対象を電気自動車等に限定する。

・自動車重量税のエコカー減税について、初回車検時の軽 減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電 気自動車等に絞り込む。

## 【外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し】

- ・既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限り、 7カ月以内の期間を定めて設置する臨時販売場での免税販 売を認める「臨時販売場制度」を創設する。
- ・臨時販売場を設置する場合は、あらかじめ所轄税務署長 の承認を受け、設置日の前日までに具体的な設置場所や期 間等の届出が必要。
- ・平成31年7月1日以後に適用する。

## 【金地金等の密輸に係る消費税の仕入税額控除の見直し】

- ・密輸品と知りながら行った課税仕入れは、仕入税額控除 を認めない。平成31年4月1日以後に適用する。
- ・金地金等に係る仕入税額控除について、「本人確認書類 の写し」の保存を要件に加える。平成31年10月1日以後 に適用する。

### 【税務当局による事業者等への情報照会手続の整備】

- ・実務上行われている事業者等に対する任意の照会につい て税法上明確化する。
- ・高額、悪質な無申告者等を特定するため、①特定取引者 の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度 の可能性があり、②他の方法による情報の収集が困難であ る場合に限り、事業者等に対して情報照会(特定取引者の 氏名、住所、マイナンバー)を行うことができることとす る。
- ・平成32年1月1日以後に適用する。

#### 【電子帳簿保存およびスキャナ保存制度の見直し】

- ・新たに業務を開始した個人の電子帳簿保存等の承認申請 書について、提出期限を業務を開始した日から2カ月以内 とする。
- ・ソフトウェアの要件適合性の確認業務を行う公益社団法 人が認証したソフトウェアを使用する場合は、承認申請手 続を簡素化する。
- ・承認以前に作成・受領をした領収書等について、所轄税 務署長への届出書提出等の一定要件のもと、スキャナ保存 を行えることとする。
- ・平成31年9月30日以後に適用する。